

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	--------------------

頁	現行	修正	修正理由
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
	第3章 河川防災計画 第3節 ダムの現状と洪水調節 (図) 大野ダム放流通報の連絡系統 府民環境部 (建設整備課)	第3章 河川防災計画 第3節 ダムの現状と洪水調節 (図) 大野ダム放流通報の連絡系統 建設交通部 (水道政策課)	組織改正に伴う修正 【危機管理部】
231	第20章 防災知識普及計画 第2節 計画の内容 5 普及の内容 (3) 災害発生時における的確な行動 ア～オ (略) カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力 ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力	第20章 防災知識普及計画 第2節 計画の内容 5 普及の内容 (3) 災害発生時における的確な行動 ア～オ (略) カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力 ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 ケ 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること	多様な視点での防災対策 意見交換会を踏まえた修正 【危機管理部】
252	第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 要配慮者に係る支援体制の整備 2 市町村における支援体制の整備 (略) 特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。	第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 要配慮者に係る支援体制の整備 2 市町村における支援体制の整備 (略) 特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。 なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。	防災基本計画の修正(令和5年5月)に伴う修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由											
281	<p>第36章 集中豪雨対策に関する計画 第2節 計画の内容 第2 ハード対策の実施・検討 河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。</p> <p>1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理 (1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策） (2) 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策） (3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策） (4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施</p> <p>2 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組み (1) 山地・森林環境の保全と整備 (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備 (3) 雨水貯留・浸透施設の設置 (4) 適正な土地利用の誘導、規制など</p>	<p>第36章 集中豪雨対策に関する計画 第2節 計画の内容 第2 ハード対策の実施・検討 河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、<u>地域とともに</u>まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。</p> <p>1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理 (1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策） (2) 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策） (3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策） (4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施</p> <p>2 流域全体での総合的な雨水流出抑制 <u>及び流木等の危険木撤去</u>の取り組み (1) 山地・森林環境の保全と整備 (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備 (3) 雨水貯留・浸透施設の設置 (4) 適正な土地利用の誘導、規制など (5) <u>伐採木の除去による流木の防止</u> (6) <u>倒木のおそれのある危険木の事前伐採</u></p>	<p>令和5年台風第7号対応の検証を踏まえた修正 【危機管理部】</p>											
	<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>												
293	<p>第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 第5 事故警戒（対策）本部の設置</p> <p>(図) 事故警戒（対策）本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="304 1166 999 1362"> <tr> <td>事故警戒（対策）本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長（知事）</td> </tr> <tr> <td>副本部長（副知事）</td> </tr> <tr> <td>危機管理監（危機管理部長）</td> </tr> <tr> <td>各部長</td> </tr> </table>	事故警戒（対策）本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	危機管理監（危機管理部長）	各部長	<p>第1章 災害対策本部等運用計画 第2節 府の活動体制 第5 事故警戒（対策）本部の設置</p> <p>(図) 事故警戒（対策）本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1028 1166 1722 1362"> <tr> <td>事故警戒（対策）本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長（知事）</td> </tr> <tr> <td>副本部長（副知事）</td> </tr> <tr> <td>危機管理監（危機管理部長）</td> </tr> <tr> <td><u>副危機管理監</u></td> </tr> <tr> <td>各部長</td> </tr> </table>	事故警戒（対策）本部会議	本部長（知事）	副本部長（副知事）	危機管理監（危機管理部長）	<u>副危機管理監</u>	各部長	<p>組織改正に伴う修正 【危機管理部】</p>
事故警戒（対策）本部会議														
本部長（知事）														
副本部長（副知事）														
危機管理監（危機管理部長）														
各部長														
事故警戒（対策）本部会議														
本部長（知事）														
副本部長（副知事）														
危機管理監（危機管理部長）														
<u>副危機管理監</u>														
各部長														

頁	現行	修正	修正理由
297	第 7 節 災害対策本部の設置及び閉鎖 第 1 状況判断 1 府内における降雨状況及び降雨予想 2 府内主要河川の水位変動状況 3 台風の進路予想 4 府内各地の被害発生状況 5 近畿地方各府県の防災体制	第 7 節 災害対策本部の設置及び閉鎖 第 1 状況判断 1 府内における降雨状況及び降雨予想 2 府内主要河川の水位変動状況 3 台風の進路予想 4 府内各地の被害発生状況 5 近畿地方各府県の防災体制 <u>6 府内市町村の災害救助法の適用状況</u> <u>7 府内市町村の災害対策本部の設置状況</u>	令和 5 年台風第 7 号対応の検証を踏まえた修正 【危機管理部】
298	第 8 節 災害対策本部の組織等 第 2 災害対策本部会議 1 本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。 (1) 本部の非常配備態勢に関すること。 (2) 災害救助法の適用に関すること。 (3) 国、他府県及び市町村の応援に関すること。 (4) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。 (5) 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。 (6) その他重要な災害対策に関すること。	第 8 節 災害対策本部の組織等 第 2 災害対策本部会議 1 本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。 (1) 本部の非常配備態勢に関すること。 (2) 災害救助法の適用に関すること。 <u>(災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する)</u> (3) 国、他府県及び市町村の応援に関すること。 (4) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。 (5) 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。 (6) その他重要な災害対策に関すること。	令和 5 年台風第 7 号対応の検証を踏まえた修正 【危機管理部】

頁	現行	修正	修正理由																										
300	<p>(図) 京都府災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="304 292 996 715"> <tr><td>災害対策本部会議</td></tr> <tr><td>本部長（知事） 副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td>-----</td></tr> <tr><td>企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監</td></tr> <tr><td>-----</td></tr> <tr><td>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</td></tr> <tr><td>防災監</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="304 746 996 1074"> <tr><td>調整部（事務局）</td></tr> <tr><td>（事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）</td></tr> <tr><td>（事務局次長） 防災監</td></tr> <tr><td>危機管理部副部長</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="304 1106 996 1369"> <tr><td>総合政策環境部</td></tr> <tr><td>政策環境総務班 総合政策班</td></tr> <tr><td>情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班</td></tr> </table>	災害対策本部会議	本部長（知事） 副本部長（副知事）	-----	企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監	-----	会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長	防災監	調整部（事務局）	（事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）	（事務局次長） 防災監	危機管理部副部長	総合政策環境部	政策環境総務班 総合政策班	情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班	<p>(図) 京都府災害対策本部組織図</p> <table border="1" data-bbox="1028 292 1720 715"> <tr><td>災害対策本部会議</td></tr> <tr><td>本部長（知事） 副本部長（副知事）</td></tr> <tr><td>企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監</td></tr> <tr><td>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 副危機管理監</td></tr> <tr><td>防災監</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1028 746 1720 1074"> <tr><td>調整部（事務局）</td></tr> <tr><td>（事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）</td></tr> <tr><td>（事務局次長） 防災監</td></tr> <tr><td>副危機管理監 危機管理部副部長</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1028 1106 1720 1369"> <tr><td>総合政策環境部</td></tr> <tr><td>政策環境総務班 総合政策班 万博・地域交流班</td></tr> <tr><td>情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班</td></tr> </table>	災害対策本部会議	本部長（知事） 副本部長（副知事）	企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監	会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 副危機管理監	防災監	調整部（事務局）	（事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）	（事務局次長） 防災監	副危機管理監 危機管理部副部長	総合政策環境部	政策環境総務班 総合政策班 万博・地域交流班	情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班	<p>組織改正に伴う修正 【危機管理部】</p>
災害対策本部会議																													
本部長（知事） 副本部長（副知事）																													

企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監																													

会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長																													
防災監																													
調整部（事務局）																													
（事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）																													
（事務局次長） 防災監																													
危機管理部副部長																													
総合政策環境部																													
政策環境総務班 総合政策班																													
情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班																													
災害対策本部会議																													
本部長（知事） 副本部長（副知事）																													
企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監																													
会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 副危機管理監																													
防災監																													
調整部（事務局）																													
（事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）																													
（事務局次長） 防災監																													
副危機管理監 危機管理部副部長																													
総合政策環境部																													
政策環境総務班 総合政策班 万博・地域交流班																													
情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班																													

頁	現行	修正	修正理由
300	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・青少年総合対策班</u> 家庭支援班 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>ものづくり振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 都市計画班 建築指導班 住宅班 営繕班 <u>公営企画班</u> <u>建設整備班</u> <u>水環境対策班</u> 港湾班</p>	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・子育て総合支援班</u> <u>家庭・青少年支援班</u> 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>産業振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 都市計画班 建築指導班 住宅班 営繕班 <u>公営企業経営班</u> <u>水道政策班</u> <u>下水道政策班</u> 港湾班</p>	

頁	現行	修正	修正理由																																																														
301	<p>(表) 災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="302 256 994 778"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">調整部</td> <td>部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)</td> <td rowspan="3">調整班</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>副部長 (事務局次長) 防災監</td> </tr> <tr> <td>副部長 危機管理部副部長</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="302 810 994 1300"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総合政策環境部</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td>政策環境総務班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合政策班</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報政策・デジタル政策推進班</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	調整部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)	調整班	(略)	(略)	副部長 (事務局次長) 防災監	副部長 危機管理部副部長	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	総合政策環境部	(略)	政策環境総務班	(略)	(略)	総合政策班						情報政策・デジタル政策推進班			<p>(表) 災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1025 256 1718 778"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">調整部</td> <td>部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)</td> <td rowspan="3">調整班</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>副部長 (事務局次長) 防災監</td> </tr> <tr> <td>副部長 <u>副危機管理監</u> 副部長 危機管理部副部長</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1025 810 1718 1300"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総合政策環境部</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td>政策環境総務班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合政策班</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>万博・地域交流班</u></td> <td><u>万博・地域交流課長</u></td> <td><u>1 部内他班の応援に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>情報政策・デジタル政策推進班</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	調整部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)	調整班	(略)	(略)	副部長 (事務局次長) 防災監	副部長 <u>副危機管理監</u> 副部長 危機管理部副部長	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	総合政策環境部	(略)	政策環境総務班	(略)	(略)	総合政策班			<u>万博・地域交流班</u>	<u>万博・地域交流課長</u>	<u>1 部内他班の応援に関すること</u>	情報政策・デジタル政策推進班			<p>組織改正に伴う修正 【危機管理部】</p>
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																																													
調整部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)	調整班	(略)	(略)																																																													
	副部長 (事務局次長) 防災監																																																																
	副部長 危機管理部副部長																																																																
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																																													
総合政策環境部	(略)	政策環境総務班	(略)	(略)																																																													
		総合政策班																																																															
		情報政策・デジタル政策推進班																																																															
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																																													
調整部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)	調整班	(略)	(略)																																																													
	副部長 (事務局次長) 防災監																																																																
	副部長 <u>副危機管理監</u> 副部長 危機管理部副部長																																																																
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																																													
総合政策環境部	(略)	政策環境総務班	(略)	(略)																																																													
		総合政策班																																																															
		<u>万博・地域交流班</u>	<u>万博・地域交流課長</u>	<u>1 部内他班の応援に関すること</u>																																																													
		情報政策・デジタル政策推進班																																																															

頁	現行					修正					修正理由																										
301	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 260 358 323">部名</th> <th data-bbox="358 260 580 323">部長及び副部長担当職</th> <th data-bbox="580 260 669 323">班名</th> <th data-bbox="669 260 772 323">班長担当職</th> <th data-bbox="772 260 999 323">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 323 358 1134" rowspan="2">健康福祉部</td> <td data-bbox="358 323 580 1134" rowspan="2">(略)</td> <td data-bbox="580 323 669 683">こども・青少年総合対策班</td> <td data-bbox="669 323 772 683">こども・青少年総合対策室長</td> <td data-bbox="772 323 999 683"> 1 <u>児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 683 669 1134">こども・青少年総合対策班</td> <td data-bbox="669 683 772 1134">こども・青少年総合対策室長</td> <td data-bbox="772 683 999 1134"> 1 <u>児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	健康福祉部	(略)	こども・青少年総合対策班	こども・青少年総合対策室長	1 <u>児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u>	こども・青少年総合対策班	こども・青少年総合対策室長	1 <u>児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1025 260 1084 323">部名</th> <th data-bbox="1084 260 1305 323">部長及び副部長担当職</th> <th data-bbox="1305 260 1395 323">班名</th> <th data-bbox="1395 260 1498 323">班長担当職</th> <th data-bbox="1498 260 1724 323">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1025 323 1084 1134" rowspan="2">健康福祉部</td> <td data-bbox="1084 323 1305 1134" rowspan="2">(略)</td> <td data-bbox="1305 323 1395 683">こども・子育て総合支援班</td> <td data-bbox="1395 323 1498 683">こども・子育て総合支援室長</td> <td data-bbox="1498 323 1724 683"> 1 <u>児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 683 1395 1134">家庭・青少年支援班</td> <td data-bbox="1395 683 1498 1134">家庭・青少年支援課長</td> <td data-bbox="1498 683 1724 1134"> 1 <u>児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	健康福祉部	(略)	こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	1 <u>児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u>	家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	1 <u>児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u>	
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																	
健康福祉部	(略)	こども・青少年総合対策班	こども・青少年総合対策室長	1 <u>児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u>																																	
		こども・青少年総合対策班	こども・青少年総合対策室長	1 <u>児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u>																																	
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																	
健康福祉部	(略)	こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	1 <u>児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>災害地における臨時保育所の指導に関すること。</u>																																	
		家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	1 <u>児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。</u> 2 <u>ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。</u> 3 <u>各種青少年団体との連絡調整に関すること。</u>																																	

頁	現行					修正					修正理由																										
301	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商工労働観光部</td> <td>(略)</td> <td>ものづくり振興課</td> <td>ものづくり振興課長</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	商工労働観光部	(略)	ものづくり振興課	ものづくり振興課長	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商工労働観光部</td> <td>(略)</td> <td>産業振興課</td> <td>産業振興課長</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	商工労働観光部	(略)	産業振興課	産業振興課長	(略)							
	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																
	商工労働観光部	(略)	ものづくり振興課	ものづくり振興課長	(略)																																
	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																
商工労働観光部	(略)	産業振興課	産業振興課長	(略)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設交通部</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>公営企画班</td> <td>公営企画課長</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>建設整備班</td> <td>建設整備課長</td> </tr> <tr> <td>水環境対策班</td> <td>水環境対策課長</td> </tr> </tbody> </table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	建設交通部	(略)	公営企画班	公営企画課長	(略)	建設整備班	建設整備課長	水環境対策班	水環境対策課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設交通部</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>公営企業経営班</td> <td>公営企業経営課長</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>水道政策班</td> <td>水道政策課長</td> </tr> <tr> <td>下水道政策班</td> <td>下水道政策課長</td> </tr> </tbody> </table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	建設交通部	(略)	公営企業経営班	公営企業経営課長	(略)	水道政策班	水道政策課長	下水道政策班	下水道政策課長
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																	
建設交通部	(略)	公営企画班	公営企画課長	(略)																																	
		建設整備班	建設整備課長																																		
		水環境対策班	水環境対策課長																																		
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																																	
建設交通部	(略)	公営企業経営班	公営企業経営課長	(略)																																	
		水道政策班	水道政策課長																																		
		下水道政策班	下水道政策課長																																		

頁	現行	修正	修正理由																				
313	<p>第2章 動員計画 第2節 災害警戒本部の動員 (表) 災害警戒本部要員</p> <table border="1" data-bbox="302 323 996 718"> <tr> <td></td> <td>建設交通部</td> </tr> <tr> <td>基本配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1号配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td>監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課11 水環境対策課 1</td> </tr> <tr> <td>3号配備</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		建設交通部	基本配備	(略)	1号配備	(略)	2号配備	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課11 水環境対策課 1	3号配備	(略)	<p>第2章 動員計画 第2節 災害警戒本部の動員 (表) 災害警戒本部要員</p> <table border="1" data-bbox="1025 323 1720 718"> <tr> <td></td> <td>建設交通部</td> </tr> <tr> <td>基本配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1号配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td>監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課11 <u>下水道政策課 1</u></td> </tr> <tr> <td>3号配備</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		建設交通部	基本配備	(略)	1号配備	(略)	2号配備	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課11 <u>下水道政策課 1</u>	3号配備	(略)	組織改正に伴う修正 【危機管理部】
	建設交通部																						
基本配備	(略)																						
1号配備	(略)																						
2号配備	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課11 水環境対策課 1																						
3号配備	(略)																						
	建設交通部																						
基本配備	(略)																						
1号配備	(略)																						
2号配備	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課11 <u>下水道政策課 1</u>																						
3号配備	(略)																						
317	<p>(表) 災害対策本部要員</p> <table border="1" data-bbox="302 805 996 1037"> <tr> <td></td> <td>総合政策環境部</td> </tr> <tr> <td>1号動員</td> <td>政策環境総務班 4 総合政策班 1 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 (略)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="302 1069 996 1300"> <tr> <td></td> <td>総合政策環境部</td> </tr> <tr> <td>2号動員</td> <td>政策環境総務班 8 総合政策班 3 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 (略)</td> </tr> </table>		総合政策環境部	1号動員	政策環境総務班 4 総合政策班 1 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 (略)		総合政策環境部	2号動員	政策環境総務班 8 総合政策班 3 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 (略)	<p>(表) 災害対策本部要員</p> <table border="1" data-bbox="1025 805 1720 1037"> <tr> <td></td> <td>総合政策環境部</td> </tr> <tr> <td>1号動員</td> <td>政策環境総務班 4 総合政策班 1 <u>万博・地域交流班 1</u> 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 (略)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1025 1069 1720 1300"> <tr> <td></td> <td>総合政策環境部</td> </tr> <tr> <td>2号動員</td> <td>政策環境総務班 8 総合政策班 3 <u>万博・地域交流班 1</u> 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 (略)</td> </tr> </table>		総合政策環境部	1号動員	政策環境総務班 4 総合政策班 1 <u>万博・地域交流班 1</u> 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 (略)		総合政策環境部	2号動員	政策環境総務班 8 総合政策班 3 <u>万博・地域交流班 1</u> 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 (略)	組織改正に伴う修正 【危機管理部】				
	総合政策環境部																						
1号動員	政策環境総務班 4 総合政策班 1 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 (略)																						
	総合政策環境部																						
2号動員	政策環境総務班 8 総合政策班 3 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 (略)																						
	総合政策環境部																						
1号動員	政策環境総務班 4 総合政策班 1 <u>万博・地域交流班 1</u> 情報政策・デジタル政策推進班 2 企画統計班 2 (略)																						
	総合政策環境部																						
2号動員	政策環境総務班 8 総合政策班 3 <u>万博・地域交流班 1</u> 情報政策・デジタル政策推進班 6 企画統計班 5 (略)																						

頁	現行	修正	修正理由																
317	<p>(表) 災害対策本部要員</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="302 256 465 520">1号動員</td> <td data-bbox="465 256 994 520"> 健康福祉部 健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 552 465 879">2号動員</td> <td data-bbox="465 552 994 879"> 健康福祉部 健康福祉総務班12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・青少年総合対策班 3 家庭支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 911 465 1110">1号動員</td> <td data-bbox="465 911 994 1110"> 商工労働観光部 産業労働総務班 1 中小企業総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 1142 465 1342">2号動員</td> <td data-bbox="465 1142 994 1342"> 商工労働観光部 産業労働総務班 3 中小企業総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 (略) </td> </tr> </table>	1号動員	健康福祉部 健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1	2号動員	健康福祉部 健康福祉総務班12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・青少年総合対策班 3 家庭支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1	1号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 1 中小企業総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 (略)	2号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 3 中小企業総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 (略)	<p>(表) 災害対策本部要員</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 256 1189 520">1号動員</td> <td data-bbox="1189 256 1718 520"> 健康福祉部 健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭・青少年支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 552 1189 879">2号動員</td> <td data-bbox="1189 552 1718 879"> 健康福祉部 健康福祉総務班12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・子育て総合支援班 3 家庭・青少年支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 911 1189 1110">1号動員</td> <td data-bbox="1189 911 1718 1110"> 商工労働観光部 産業労働総務班 1 中小企業総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1142 1189 1342">2号動員</td> <td data-bbox="1189 1142 1718 1342"> 商工労働観光部 産業労働総務班 3 中小企業総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 (略) </td> </tr> </table>	1号動員	健康福祉部 健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭・青少年支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1	2号動員	健康福祉部 健康福祉総務班12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・子育て総合支援班 3 家庭・青少年支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1	1号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 1 中小企業総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 (略)	2号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 3 中小企業総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 (略)	
1号動員	健康福祉部 健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1																		
2号動員	健康福祉部 健康福祉総務班12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・青少年総合対策班 3 家庭支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1																		
1号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 1 中小企業総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 (略)																		
2号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 3 中小企業総合支援班 1 ものづくり振興班 1 染織・工芸班 1 (略)																		
1号動員	健康福祉部 健康福祉総務班 6 医療班 3 健康対策班 2 家庭・青少年支援班 1 薬務班 1 地域福祉推進班 1 医療保険政策班 1																		
2号動員	健康福祉部 健康福祉総務班12 医療班 9 健康対策班 6 薬務班 3 こども・子育て総合支援班 3 家庭・青少年支援班 4 高齢者支援班 2 地域福祉推進班 4 障害者支援班 1																		
1号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 1 中小企業総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 (略)																		
2号動員	商工労働観光部 産業労働総務班 3 中小企業総合支援班 1 産業振興班 1 染織・工芸班 1 (略)																		

頁	現行	修正	修正理由								
317	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="302 256 465 488">2号動員</td> <td data-bbox="465 256 994 488"> 建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企画課 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 港湾班 3 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 520 465 751">2号動員</td> <td data-bbox="465 520 994 751"> 建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企画課 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 港湾班 3 </td> </tr> </table>	2号動員	建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企画課 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 港湾班 3	2号動員	建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企画課 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 港湾班 3	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 256 1189 488">1号動員</td> <td data-bbox="1189 256 1718 488"> 建設交通部 (略) 営繕班 2 公営企業経営班 2 水道政策班 2 下水道政策班 1 港湾班 2 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 520 1189 751">2号動員</td> <td data-bbox="1189 520 1718 751"> 建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企業経営班 5 水道政策班 3 下水道政策班 5 港湾班 3 </td> </tr> </table>	1号動員	建設交通部 (略) 営繕班 2 公営企業経営班 2 水道政策班 2 下水道政策班 1 港湾班 2	2号動員	建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企業経営班 5 水道政策班 3 下水道政策班 5 港湾班 3	
2号動員	建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企画課 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 港湾班 3										
2号動員	建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企画課 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 港湾班 3										
1号動員	建設交通部 (略) 営繕班 2 公営企業経営班 2 水道政策班 2 下水道政策班 1 港湾班 2										
2号動員	建設交通部 (略) 営繕班 6 公営企業経営班 5 水道政策班 3 下水道政策班 5 港湾班 3										
484	<p>第28章 農林関係応急対策計画 第10節 農林水産施設等応急対策計画 第2 農地、農業用施設 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。 また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。</p>	<p>第28章 農林関係応急対策計画 第10節 農林水産施設等応急対策計画 第2 農地、農業用施設 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。 また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。 <u>なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。</u></p>	<p>令和5年台風第7号対応の検証を踏まえた修正 【危機管理部】</p>								

頁	現行	修正	修正理由
505	<p>第34章 京都府災害支援対策本部等運用計画 (表) 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議 本部長 (知事) 副本部長 (副知事) ----- 企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監 ----- 会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 防災監</p> <p>調整部 (事務局) (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) (事務局次長) 防災監 危機管理部副部長</p> <p>総合政策環境部 政策環境総務班 総合政策班 情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 (略)</p>	<p>第34章 京都府災害支援対策本部等運用計画 (表) 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議 本部長 (知事) 副本部長 (副知事) 企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監 ----- 会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 副危機管理監 防災監</p> <p>調整部 (事務局) (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) (事務局次長) 防災監 副危機管理監 危機管理部副部長</p> <p>総合政策環境部 政策環境総務班 総合政策班 万博・地域交流班 情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
505	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・青少年総合対策班</u> 家庭支援班 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>ものづくり振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 営繕班 <u>公営企画班</u> 建設整備班 <u>水環境対策班</u> 港湾班</p>	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・子育て総合支援班</u> <u>家庭・青少年支援班</u> 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>産業振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 営繕班 <u>公営企業経営班</u> <u>水道政策班</u> <u>下水道政策班</u> 港湾班</p>	

頁	現行			修正			修正理由
506	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			組織改正に伴う修正 【危機管理部】
	総合政策環境部	総合政策室	(略)	総合政策環境部	総合政策室	(略)	
					<u>万博・地域交流課</u>	1 部内他課の 応援に関する こと	
	健康福祉部	<u>こども・青少年 総合対策室</u>	1 <u>青少年施設 等への被災者 受入れに關す ること。</u>	健康福祉部	<u>こども・子育て 総合支援室</u>	1 <u>社会福祉施 設等への介護 職員等の派遣 に關すること。</u>	
		家庭支援課	1 <u>受入れ被災 者に対する生 活支援に關す ること。</u> 2 <u>社会福祉施 設等への介護 職員等の派遣 に關すること。</u>		家庭・青少年支 援課	1 <u>受入れ被災 者に対する生 活支援に關す ること。</u> 2 <u>社会福祉施 設等への介護 職員等の派遣 に關すること。</u> 3 <u>青少年施設 等への被災者 受入れに關す ること。</u>	
	商工労働観光部	<u>ものづくり振興 課</u>	(略)	商工労働観光部	<u>産業立地課</u>	(略)	
	建設交通部	<u>公営企画課</u>	(略)	建設交通部	<u>公営企業経営課</u>	(略)	
		<u>建設整備課</u>	(略)		<u>水道政策課</u>	(略)	
<u>水環境対策課</u>		(略)	<u>下水道政策課</u>		(略)		

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	---------------------------

頁	現行	修正	修正理由																																																				
44	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 震災の想定</p> <p>第4 被害予測</p> <p>想定地震の発生により予測される被害は、次のとおりである。</p> <p>なお、マグニチュード6クラスの地震は府内ではどの地域においても発生を想定しておく必要があり、この程度の地震でも局所的な被害をもたらすことがあることに留意しておくことが必要である。</p> <p>1 建物被害、火災及び人的被害</p> <p>花折断層帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">人的被害（人）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者数</th> <th colspan="2">負傷者数</th> <th rowspan="2">要救助者数</th> <th rowspan="2">短期避難者数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重傷者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,900</td> <td>74,400</td> <td>12,100</td> <td>44,400</td> <td>481,100</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">建物被害（棟）</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊・一部損壊</th> <th>焼失建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>148,400</td> <td>114,200</td> <td>18,600</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害（人）					死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数		重傷者数	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	建物被害（棟）			全壊	半壊・一部損壊	焼失建物	148,400	114,200	18,600	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 震災の想定</p> <p>第4 被害予測</p> <p>想定地震の発生により予測される被害は、次のとおりである。</p> <p>なお、マグニチュード6クラスの地震は府内ではどの地域においても発生を想定しておく必要があり、この程度の地震でも局所的な被害をもたらすことがあることに留意しておくことが必要である。</p> <p>1 建物被害、火災及び人的被害</p> <p>花折断層帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">人的被害（人）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者数</th> <th colspan="2">負傷者数</th> <th rowspan="2">要救助者数</th> <th rowspan="2">短期避難者数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重傷者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,660</td> <td>60,830</td> <td>9,870</td> <td>27,400</td> <td>239,820</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">建物被害（棟）</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>焼失建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110,710</td> <td>147,050</td> <td>23,500</td> </tr> </tbody> </table>	人的被害（人）					死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数		重傷者数	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	建物被害（棟）			全壊	半壊	焼失建物	110,710	147,050	23,500	<p>花折断層帯地震被害想定の見直し結果を踏まえた修正</p> <p>【危機管理部】</p>
人的被害（人）																																																							
死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数																																																			
		重傷者数																																																					
6,900	74,400	12,100	44,400	481,100																																																			
建物被害（棟）																																																							
全壊	半壊・一部損壊	焼失建物																																																					
148,400	114,200	18,600																																																					
人的被害（人）																																																							
死者数	負傷者数		要救助者数	短期避難者数																																																			
		重傷者数																																																					
4,660	60,830	9,870	27,400	239,820																																																			
建物被害（棟）																																																							
全壊	半壊	焼失建物																																																					
110,710	147,050	23,500																																																					

頁	現行	修正	修正理由
45	<p>2 ライフライン及び交通基盤の被害 京都府域で重大な被害が発生する大地震が発生した際に想定される、ライフライン及び交通基盤の被害</p> <p>(1) 上水道 水道事業者による供給管及び接続部の耐震性の強化が図られてきており、地震による被害が発生しても軽減されるよう対応されてきていると考えられるが、被災の大きい地域を中心に、1995年兵庫県南部地震の際の阪神地域と同様の復旧所要日数2～3か月が予想される。</p> <p>(2) 電力 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社では、送電系統の多重化、切替システムの容易化などを進めてきており、復旧時間の短縮化が図られてきているが、被災の大きい地域を中心に、電力の応急送電に約1週間程度を要することが予想される。</p> <p>(3) ガス 京都府では、大阪ガスの供給は府南部地域に限られるが、低圧導管の耐震性の強化が図られてきており、被災の大きい地域を中心に、2か月の供給停止期間が予想される。 なお、大阪ガスでは、供給のブロック化を進めると同時に、新たに京都に中央指令サブセンターを設置しており、震災時のガス管の遠隔遮断や圧力、流量調節などの二次災害防止対策がとられることになっている。</p> <p>(4) 電話 電柱やケーブルなどの所外設備が被害を受ける可能性があり、被害の大きい地域を中心に、1～2週間程度の通話不能が予想される。また、着信通話が集中することが予想されるが、そうした場合、1週間程度の通話規制が予想される。</p>	<p>2 ライフライン及び交通基盤の被害 京都府域で<u>最大の被害が想定される花折断層帯地震</u>が発生した際に想定される、ライフライン及び交通基盤の被害</p> <p>(1) 上水道 <u>上水道の被害は、発災直後に断水人口が130万人となり、山城地域を除き1か月後にはほぼ復旧することが見込まれる。</u> <u>山城地域では、広範囲で液状化が生じる地域があり、復旧に1.5か月を要することが見込まれる。</u></p> <p>(2) 下水道 <u>下水道の被害は、発災直後の機能支障人口は15万人となり、復旧に1か月を要することが見込まれる。</u></p> <p>(3) 電力 <u>電力の被害は、冬の18時が最大の被害であり、発災直後の停電件数が7.2万軒となり、火災による延焼の影響により、復旧に概ね1週間を要することが見込まれる。</u></p> <p>(4) ガス <u>都市ガスの被害は、府南部地域で供給停止戸数が71万戸、供給停止率が65.1%となることを見込まれる。</u></p> <p>(5) 通信 <u>固定電話の被害は、冬の18時が最大の被害であり、発災直後の不通回線が9.0万回線となり、火災による延焼及び停電の影響により、復旧に概ね1週間を要することが見込まれる。</u> <u>携帯電話の被害は、冬の18時が最大の被害であり、発災直後の停波基地局率が京都市で20%、山城地域で5%となり、復旧に概ね1週間を要することが見込まれる。</u></p>	<p>花折断層帯地震被害想定 の見直し結果を踏まえた 修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
	<p>(5) 道路 道路については、震度6弱以上の強い揺れが生じる地域や地盤の強度が低い地域などでは、1995年兵庫県南部地震におけると同様に、橋梁などの損壊、路面の波状変形、舗装のひび割れ等が発生する可能性があり、被害規模が大きいと、復旧に相当の日時を要することが予想される。</p> <p>また、道路構造物そのものの被害のほかに、沿線の建物倒壊に伴う瓦礫などによる通行障害の発生や、避難の集中による通行困難が予想される。</p> <p>特に、人家が密集しているようなところでは、通行不能となる可能性が高いと予想される。</p> <p>なお、緊急車両の通行確保や落石、土砂崩落の危険性から道路通行が規制される場合がある。</p> <p>(6) 鉄道 鉄道施設構造物の耐震補強が進められてきているが、発災後の混乱やその他の損傷により鉄道施設が一時的に使用不能となる事態が生ずるおそれがある。また、施設に被害が発生しない場合でも、震度5弱など一定の地震動以上になれば、運行が中止されることになっており、発災時刻によっては鉄道ターミナルに乗客があふれるといったことが予想される。</p>	<p>(6) 道路 <u>道路橋については、震度6強以上の揺れが想定される地域に2,400橋存在し、このうち大被害箇所（機能支障あり）が40橋、中・小被害箇所（機能支障なし）が500橋と</u> <u>なることが見込まれる。</u></p> <p>また、<u>道路については、</u>道路構造物そのものの被害のほかに、沿線の建物倒壊に伴う瓦礫などによる通行障害の発生や、避難の集中による通行困難が予想される。</p> <p>特に、人家が密集しているようなところでは、通行不能となる可能性が高いと予想される。</p> <p>なお、緊急車両の通行確保や落石、土砂崩落の危険性から道路通行が規制される場合がある。</p> <p>(7) 鉄道 <u>鉄道の被害箇所数は、大きな揺れが想定され、路線が集中している京都市域を中心に、新幹線で若干数、その他鉄道で700箇所の被害が発生することが見込まれる。</u></p>	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備 (略)</p> <p>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備 (略)</p> <p>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。</p> <p><u>なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(令和5年5月)に伴う修正 【危機管理部】</p>
179	<p>第14章 府民の防災活動の促進</p> <p>第1節 防災知識と地震時の心得の普及</p> <p>第3 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>2 普及の内容</p> <p>(3) 地震発生時の心得</p> <p>ア 場所別、状況別</p> <p>イ 出火防止及び初期消火</p> <p>ウ 避難の心得</p> <p>エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保</p> <p>オ 帰宅困難者支援ステーションの活用</p> <p>カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</p> <p>キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</p> <p>ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p>	<p>第14章 府民の防災活動の促進</p> <p>第1節 防災知識と地震時の心得の普及</p> <p>第3 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>2 普及の内容</p> <p>(3) 地震発生時の心得</p> <p>ア 場所別、状況別</p> <p>イ 出火防止及び初期消火</p> <p>ウ 避難の心得</p> <p>エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保</p> <p>オ 帰宅困難者支援ステーションの活用</p> <p>カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</p> <p>キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</p> <p>ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p> <p><u>ケ 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること</u></p>	<p>多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
204	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制</p> <p>第3節 府の活動体制</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(2) 災害対策本部会議</p> <p>本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。</p> <p>ア 本部の非常配備態勢に関すること。</p> <p>イ 救助法の適用に関すること。</p> <p>ウ 国、他府県及び市町村の応援に関すること。</p> <p>エ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。</p> <p>オ 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。</p> <p>カ その他重要な災害対策に関すること。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制</p> <p>第3節 府の活動体制</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(2) 災害対策本部会議</p> <p>本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。</p> <p>ア 本部の非常配備態勢に関すること。</p> <p>イ 救助法の適用に関すること。<u>（災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する。）</u></p> <p>ウ 国、他府県及び市町村の応援に関すること。</p> <p>エ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。</p> <p>オ 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。</p> <p>カ その他重要な災害対策に関すること。</p>	<p>令和5年台風第7号対応の検証を踏まえた修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
207	<p>(図) 京都府災害対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議 本部長（知事） 副本部長（副知事） 企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監</p> <p>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</p> <p>防災監</p> <p>調整部（事務局） （事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）</p> <p>（事務局次長） 防災監</p> <p>危機管理部副部長</p> <p>総合政策環境部 政策環境総務班 総合政策班</p> <p>情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班</p>	<p>(図) 京都府災害対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議 本部長（知事） 副本部長（副知事）</p> <p>企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監</p> <p>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 <u>副危機管理監</u> 防災監</p> <p>調整部（事務局） （事務局長） 危機管理監 （危機管理部長）</p> <p>（事務局次長） 防災監</p> <p><u>副危機管理監</u> 危機管理部副部長</p> <p>総合政策環境部 政策環境総務班 総合政策班 <u>万博・地域交流班</u> 情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 大学政策班 脱炭素社会推進班</p>	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・青少年総合対策班</u> 家庭支援班 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>ものづくり振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 都市計画班 建築指導班 住宅班 営繕班 <u>公営企画班</u> <u>建設整備班</u> <u>水環境対策班</u> 港湾班</p>	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・子育て総合支援班</u> <u>家庭・青少年支援班</u> 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>産業振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 都市計画班 建築指導班 住宅班 営繕班 <u>公営企業経営班</u> <u>水道政策班</u> <u>下水道政策班</u> 港湾班</p>	

頁	現行					修正					修正理由
208	(表) 災害対策本部の事務分掌					(表) 災害対策本部の事務分掌					
調整部	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌		調整部	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌	
	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) 副部長 (事務局次長) 防災監 副部長 危機管理部副部長	調整班	(略)	(略)			部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) 副部長 (事務局次長) 防災監 <u>副部長</u> <u>副危機管理監</u> 副部長 危機管理部副部長	調整班	(略)	(略)	
	総合政策環境部	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌		総合政策環境部	部長及び 副部長担当職	班名	班長 担当職	事務分掌
(略)		政策環境総務班	(略)	(略)		(略)		政策環境総務班	(略)	(略)	
		総合政策班						総合政策班			
		情報政策・デジタル政策推進班						<u>万博・地域交流班</u>	<u>万博・地域交流課長</u>	<u>1 部内他班の応援に関すること</u>	
							情報政策・デジタル政策推進班				

頁	現行					修正					修正理由					
	健康福祉部	部長及び副部長担当職 (略)	班名 こども・青少年総合対策班	班長担当職 こども・青少年総合対策室長	事務分掌 1 児童福祉施設及び青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における臨時保育所の指導に関すること。 3 各種青少年団体との連絡調整に関すること。	健康福祉部	部長及び副部長担当職 (略)	班名 こども・子育て総合支援班	班長担当職 こども・子育て総合支援室長	事務分掌 1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における臨時保育所の指導に関すること。	健康福祉部	部長及び副部長担当職 (略)	班名 家庭・青少年支援班	班長担当職 家庭・青少年支援課長	事務分掌 1 児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。 3 各種青少年団体との連絡調整に関すること。	

頁	現行					修正					修正理由
	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	
商工労働観光部	(略)	ものづくり振興課	ものづくり振興課長	(略)	商工労働観光部	(略)	産業振興課	産業振興課長	(略)		
建設交通部	(略)	公営企画班	公営企画課長	(略)	建設交通部	(略)	公営企業経営班	公営企業経営課長	(略)		
		建設整備班	建設整備課長				水道政策班	水道政策課長			
		水環境対策班	水環境対策課長				下水道政策班	下水道政策課長			
304	第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 第2節 給水計画 (図) 給水の連絡系統 公営企画課					第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 第2節 給水計画 (図) 給水の連絡系統 水道政策課					

頁	現行	修正	修正理由
354	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第10節 農林水産施設応急対策計画 第2 農業用施設 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。 また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。</p>	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第10節 農林水産施設応急対策計画 第2 農業用施設 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。 また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。 <u>なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。</u></p>	<p>令和5年台風第7号対応の検証を踏まえた修正 【危機管理部】</p>

頁	現行	修正	修正理由
372	<p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 (表) 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議 本部長 (知事) 副本部長 (副知事)</p> <p>企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監</p> <p>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</p> <p>防災監</p> <p>調整部 (事務局) (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)</p> <p>(事務局次長) 防災監</p> <p>危機管理部副部長</p> <p>総合政策環境部 政策環境総務班 総合政策班</p> <p>情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 (略)</p>	<p>第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画 (表) 京都府災害支援対策本部組織図</p> <p>災害対策本部会議 本部長 (知事) 副本部長 (副知事)</p> <p>企画理事 危機管理監 各部長 文化施設政策監</p> <p>会計管理者 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 副危機管理監 防災監</p> <p>調整部 (事務局) (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長)</p> <p>(事務局次長) 防災監</p> <p>副危機管理監 危機管理部副部長</p> <p>総合政策環境部 政策環境総務班 総合政策班 万博・地域交流班 情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 (略)</p>	

頁	現行	修正	修正理由
	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・青少年総合対策班</u> 家庭支援班 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>ものづくり振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 営繕班 <u>公営企画班</u> <u>建設整備班</u> <u>水環境対策班</u> 港湾班</p>	<p>健康福祉部</p> <p>健康福祉総務班 <u>こども・子育て総合支援班</u> <u>家庭・青少年支援班</u> 高齢者支援班 医療保険政策班 リハビリテーション支援班 地域福祉推進班 障害者支援班 健康対策班 医療班 薬務班</p> <p>商工労働観光部</p> <p>産業労働総務班 <u>産業振興班</u> 染織・工芸班 産業立地班 経済交流班 労働政策班 雇用推進班 人材育成班 観光班</p> <p>建設交通部</p> <p>(略) 営繕班 <u>公営企業経営班</u> <u>水道政策班</u> <u>下水道政策班</u> 港湾班</p>	

頁	現行			修正			修正理由
373	(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			(表) 京都府災害支援対策本部事務分掌			
	総合政策環境部	総合政策室	(略)	総合政策環境部	総合政策室	(略)	
		情報政策課 デジタル政策推進課	(略)		万博・地域交流課	1 部内他課の 応援に関する こと	
	健康福祉部	こども・青少年 総合対策室	1 青少年施設 等への被災者 受入れに關す ること。	健康福祉部	こども・子育て 総合支援室	1 社会福祉施 設等への介護 職員等の派遣 に關すること。	
		家庭支援課	1 受入れ被災 者に対する生 活支援に關す ること。 2 社会福祉施 設等への介護 職員等の派遣 に關すること。		家庭・青少年支 援課	1 受入れ被災 者に対する生 活支援に關す ること。 2 社会福祉施 設等への介護 職員等の派遣 に關すること。 3 青少年施設 等への被災者 受入れに關す ること。	
	商工労働観光部	ものづくり振興 課	(略)	商工労働観光部	産業立地課	(略)	
	建設交通部	公営企画課	(略)	建設交通部	公営企業経営課	(略)	
		建設整備課	(略)		水道政策課	(略)	
		水環境対策課	(略)		下水道政策課	(略)	

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	---------------------------

頁	現行	修正	修正理由												
2	第1編 総則 第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。	第1編 総則 第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和5年11月1日一部改正)を遵守するものとする。	原子力災害対策指針の改正に伴う修正 (危機管理部)												
3	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は令和5年1月1日時点を示す。	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は令和6年1月1日時点を示す。	時点修正 (危機管理部)												
3	【高浜発電所】 ・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) 発電所からの距離はおおむね5kmとする。	【高浜発電所】 ・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) 発電所からの距離はおおむね5kmとする。	時点修正 (舞鶴市)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	50	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>松尾、杉山</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	45	
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	50													
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	45													

3	・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね30kmとする。			・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね30kmとする。			時点修正 (福知山市) (舞鶴市) (綾部市) (宮津市) (南丹市) (京丹波町) (伊根町)
	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	
	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	396	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	378	
	舞鶴市	全域 (松尾、杉山を除く。)	77,141	舞鶴市	全域 (松尾、杉山を除く。)	76,687	
	綾部市	奥上林地区 (長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区 (第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、口上林地区 (十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区 (戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区 (中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大	7,481	綾部市	奥上林地区 (長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区 (第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、口上林地区 (十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町)、山家地区 (戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町)、東八田地区 (中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大	7,299	

		又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、湍垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんぴに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)			又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野)、西八田地区(上八田、七百石、中筋、岡安、湍垣、下八田)、吉美地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、物部地区(白道路)、志賀郷地区(志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方)、いこいの村(十倉名畑町)、松寿苑・上林(八津合町)、るんぴに学園(十倉中町)、小規模特養おかやす(岡安町)		
	宮津市	全域	<u>16,721</u>	宮津市	全域	<u>16,325</u>	
	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小湊、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、	<u>3,233</u>	南丹市	美山町[福居(山森、熊壁、脇、庄田)、盛郷(林、上吉田、田土)、豊郷(洞、名島、神谷、松尾)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小湊、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、	<u>3,150</u>	

	静原]			静原]			
京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	<u>2,590</u>		京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	<u>2,540</u>	
伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	<u>1,329</u>		伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	<u>1,318</u>	
合	計	<u>108,891</u>		合	計	<u>107,697</u>	
<p>ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（<u>438</u>人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。</p>			<p>ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（<u>412</u>人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。</p>				

4	【大飯発電所】	【大飯発電所】	時点修正 (京都市) (舞鶴市) (綾部市) (南丹市) (京丹波町)	
	・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。	・緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone) 発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。		
	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	
	京都市	左京区 (久多、広河原)、右京区 (京北上弓削町上川行政区)	<u>253</u>	
	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	<u>73,098</u>	
	綾部市	奥上林地区 (長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区 (第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、東八田地区 (大又)、松寿苑・上林 (八津合町)	<u>1,310</u>	
	京都市	左京区 (久多、広河原)、右京区 (京北上弓削町上川行政区)	<u>244</u>	
	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	<u>72,755</u>	
	綾部市	奥上林地区 (長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内)、中上林地区 (第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志)、東八田地区 (大又)、松寿苑・上林 (八津合町)	<u>1,279</u>	

	南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	2,936	南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	2,868	
	京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	209	京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	214	
	合	計	77,806	合	計	77,360	
25	<p>第2編 原子力災害事前対策計画 第10章 緊急輸送活動体制の整備 2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (9) 府〔危機管理部〕は国等と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、特に住民避難に使用できる車両を保有する民間事業者等に対して周知を</u></p>			<p>第2編 原子力災害事前対策計画 第10章 緊急輸送活動体制の整備 2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (9) 府〔危機管理部〕は国等と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>原子力緊急事態宣言の前に緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両標章の交付を受けることで発災後に緊急通行路の指定がなされた直後から緊急事態応急対策に向かうことができることから、特に住民避</u></p>			<p>原子力災害対策特別措置法施行令及び「原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規</p>

	<p>行うとともに、自らも<u>事前届出</u>を積極的に<u>する</u>など、その普及を図るものとする。</p> <p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 府〔危機管理部〕は、<u>国及び府内関係市町</u>と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p>	<p>難に使用できる車両を保有する民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも<u>緊急通行車両であることの確認</u>を積極的に<u>行う</u>など、その普及を図るものとする。</p> <p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 府〔危機管理部〕は、<u>国、府内関係市町、指定公共機関及び指定地方公共機関</u>と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p>	<p>定の読替えに関する内閣府令」の改正に伴う修正 (危機管理部)</p> <p>防災基本計画の改正に伴う修正 (危機管理部)</p>
27	<p>第3編 緊急事態応急対策計画 第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 別図3-1 (略) 南丹市危機管理<u>対策室</u> (略)</p>	<p>第3編 緊急事態応急対策計画 第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 別図3-1 (略) 南丹市危機管理<u>課</u> (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正 (南丹市)</p>
35	<p>別図3-2 (略) 南丹市危機管理<u>対策室</u> (略)</p>	<p>別図3-2 (略) 南丹市危機管理<u>課</u> (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正 (南丹市)</p>
36	<p>別図4-1 警察庁警備局 警備運用部警備第<u>二</u>課 (略) 南丹市危機管理<u>対策室</u> (略)</p>	<p>別図4-1 警察庁警備局 警備運用部警備第<u>三</u>課 (略) 南丹市危機管理<u>課</u> (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正 (京都府警察本部)</p> <p>組織改正に伴う修正 (南丹市)</p>
37			

38	<p>別図 4-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 警察庁警備局 警備運用部警備第<u>二</u>課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (略) 南丹市危機管理<u>対策室</u> (略) </div>	<p>別図 4-2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 警察庁警備局 警備運用部警備第<u>三</u>課 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (略) 南丹市危機管理<u>課</u> (略) </div>	組織改正に伴う修正 (京都府警察本部) 組織改正に伴う修正 (南丹市)																								
48	<p>第3章 活動体制の確立 別表3 原子力災害対策本部の体制 1 構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 建設交通部 ———— 監理課 道路管理課 <u>公営企画課</u> <u>港湾局</u> <u>交通政策課</u> </div>	<p>第3章 活動体制の確立 別表3 原子力災害対策本部の体制 1 構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 建設交通部 ———— 監理課 道路管理課 <u>交通政策課</u> <u>水道政策課</u> <u>港湾局</u> </div>	組織改正に伴う修正 (建設交通部)																								
49	<p>2 担当部・課の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">建設交通部 (建設交通部)</td> <td style="width: 30%;">監理課 (監理班)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路管理課 (道路監理班)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>公営企画課</u> (<u>公営企画班</u>)</td> <td><u>1 飲料水の供給支援に関すること。</u> <u>2 飲料水の摂取制限に関すること。</u> <u>3 厚生労働省医療・生活衛生局水道課、水道事業者との連絡調整に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>港湾局</u> (<u>港湾班</u>)</td> <td><u>1 舞鶴港公共港湾施設に係る入港・出港規制</u></td> </tr> </table>	建設交通部 (建設交通部)	監理課 (監理班)	(略)		道路管理課 (道路監理班)	(略)		<u>公営企画課</u> (<u>公営企画班</u>)	<u>1 飲料水の供給支援に関すること。</u> <u>2 飲料水の摂取制限に関すること。</u> <u>3 厚生労働省医療・生活衛生局水道課、水道事業者との連絡調整に関すること。</u>		<u>港湾局</u> (<u>港湾班</u>)	<u>1 舞鶴港公共港湾施設に係る入港・出港規制</u>	<p>2 担当部・課の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">建設交通部 (建設交通部)</td> <td style="width: 30%;">監理課 (監理班)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路管理課 (道路監理班)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>交通政策課</u> (<u>交通政策班</u>)</td> <td><u>1 緊急輸送に係る運輸・交通機関との調整に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>水道政策課</u> (<u>水道政策班</u>)</td> <td><u>1 飲料水の供給支援に関すること。</u> <u>2 飲料水の摂取制限に関すること。</u> <u>3 近畿地方整備局、水道事業者との連絡調整に関すること。</u></td> </tr> </table>	建設交通部 (建設交通部)	監理課 (監理班)	(略)		道路管理課 (道路監理班)	(略)		<u>交通政策課</u> (<u>交通政策班</u>)	<u>1 緊急輸送に係る運輸・交通機関との調整に関すること。</u>		<u>水道政策課</u> (<u>水道政策班</u>)	<u>1 飲料水の供給支援に関すること。</u> <u>2 飲料水の摂取制限に関すること。</u> <u>3 近畿地方整備局、水道事業者との連絡調整に関すること。</u>	組織改正に伴う修正 国の組織改正に伴う修正 (建設交通部)
建設交通部 (建設交通部)	監理課 (監理班)	(略)																									
	道路管理課 (道路監理班)	(略)																									
	<u>公営企画課</u> (<u>公営企画班</u>)	<u>1 飲料水の供給支援に関すること。</u> <u>2 飲料水の摂取制限に関すること。</u> <u>3 厚生労働省医療・生活衛生局水道課、水道事業者との連絡調整に関すること。</u>																									
	<u>港湾局</u> (<u>港湾班</u>)	<u>1 舞鶴港公共港湾施設に係る入港・出港規制</u>																									
建設交通部 (建設交通部)	監理課 (監理班)	(略)																									
	道路管理課 (道路監理班)	(略)																									
	<u>交通政策課</u> (<u>交通政策班</u>)	<u>1 緊急輸送に係る運輸・交通機関との調整に関すること。</u>																									
	<u>水道政策課</u> (<u>水道政策班</u>)	<u>1 飲料水の供給支援に関すること。</u> <u>2 飲料水の摂取制限に関すること。</u> <u>3 近畿地方整備局、水道事業者との連絡調整に関すること。</u>																									

			<p>に関すること。 2 舞鶴港公共港湾施設に停泊中の船舶に対する情報伝達に関すること。</p>		<p>港湾局（港湾班）</p>	<p>1 舞鶴港公共港湾施設に係る入港・出港規制に関すること。 2 舞鶴港公共港湾施設に停泊中の船舶に対する情報伝達に関すること。</p>	
51	別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策体制			別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策体制			<p>組織改正に伴う修正 (建設交通部)</p>
	建設交通部		<p>監理課 道路管理課 公営企画課 港湾局 交通政策課</p>	建設交通部		<p>監理課 道路管理課 交通政策課 水道政策課 港湾局</p>	
54	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置 2 避難所等 (3) (略) また、必要に応じ、<u>(新規)</u> 犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>			<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置 2 避難所等 (3) (略) また、必要に応じ、<u>「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき</u> 犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>			
57	6 要配慮者への配慮			6 要配慮者への配慮			
	安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地	安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良751番地	
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	宮津市養老地区	公民館	宮津市字岩ヶ鼻	
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	天郷の郷	高齢者施設	宮津市字獅子	
	長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地	長寿苑	高齢者施設	190番地の4	
						与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地	